

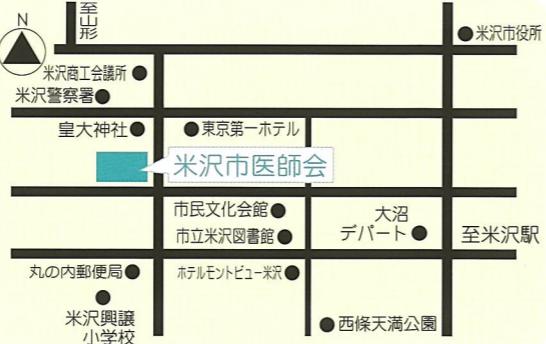
地 域 窓 口

山形地域産業保健センター



〒990-0039 山形市香澄町2-9-39 山形市医師会内
TEL 023-635-0440 FAX 023-635-0440
担当地域：山形市、天童市、上山市、寒河江市、山辺町
中山町、大江町、河北町、朝日町、西川町

置賜地域産業保健センター



〒992-0045 米沢市中央2丁目3番7号 米沢市医師会内
TEL 0238-23-5515 FAX 0238-27-7736
担当地域：米沢市、長井市、南陽市、川西町、高畠町
小国町、飯豊町、白鷹町

鶴岡地域産業保健センター



〒997-0035 鶴岡市馬場町1-34 鶴岡地区医師会内
TEL 0235-22-0665 FAX 0235-22-0665
担当地域：鶴岡市、三川町

酒田地域産業保健センター



〒998-0036 酒田市船場町2-1-31 市民健康センター別館
TEL 0234-24-6436 FAX 0234-24-6436
担当地域：酒田市、遊佐町、庄内町

最上地域産業保健センター



〒996-0002 新庄市金沢字中関屋804 最上労働基準協会内
TEL 0233-22-0944 FAX 0233-23-3845
担当地域：新庄市、舟形市、真室川町、金山市、最上町
鮭川町、大蔵町、戸沢村

北村山地域産業保健センター



〒995-0017 村山市樋岡十日町2-15 BSビル内
TEL 0237-55-2500 FAX 0237-55-2500
担当地域：村山市、東根市、尾花沢市、大石田町



職場における産業保健活動を 無料で支援します

山形産業保健 総合支援センターの ご案内



独立行政法人 労働者健康安全機構
 山形産業保健総合支援センター
〒990-0047 山形市旅籠町三丁目1番4号 食糧会館 4F

〒990-0047 山形市旅籠町三丁目1番4号 食糧会館 4F
TEL:023-624-5188 FAX:023-624-5250
URL:<http://www.yamagatas.johas.go.jp>

産業保健総合支援センター (産業保健スタッフ向けサービス)

事業場で産業保健活動に携わる産業医、産業看護職、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を行っています。

1

研修・セミナー

- 産業医、保健師、看護師、衛生管理者等を対象として、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。
- 事業主を対象とした、職場における労働者の健康管理等の産業保健に関する啓発セミナーや、労働者を対象とした、労働者のメンタルヘルス、生活習慣病等のセミナーを実施しています。
※研修スケジュールは当センターのホームページをご確認ください。
- 研修参加には事前の申込みが必要です。

2

専門的相談

- 産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令等、産業保健に関する豊富な経験を持つ専門スタッフが、当センターの窓口、電話、FAX、電子メール等でご相談に応じ、解決方法を助言しています。
- 事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も実施しています。



3

メンタルヘルス対策

- メンタルヘルス対策に精通した専門スタッフが事業場に赴き、ストレスチェック制度の導入など、職場のメンタルヘルス対策促進のための支援を行います。
- 労働者数100人未満の中小規模事業場に勤務する管理監督者や若年労働者を対象としたメンタルヘルス教育も実施しています。

-
- 治療中の労働者が就労を継続するために、事業場に対する支援を行います。
 - 「がん」などの疾病を抱える労働者を対象とした相談や事業場との個別調整支援を行います。
※両立支援促進員または、保健師が対応いたします。

4

治療と仕事の両立支援

- ホームページ、メールマガジン、情報誌を通じて、産業保健情報をお知らせしています。また、専門図書の貸出も行っています。
※これらのサービスの申込みについては当センターのホームページをご覧ください。

5

情報提供・広報啓発

地域産業保健センター (小規模事業場向けサービス)

地域窓口として、県内6か所に地域産業保健センターを設置しています。地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く方々を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

1

労働者の健康管理に係る相談

- 健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目（「血中脂質検査」「血圧の測定」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」）に異常の所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での相談・指導を行います。
- メンタル不調を感じている労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行います。

2

健康診断の結果についての医師からの意見聴取

- 健康診断で「異常の所見があると診断された労働者」に関し、健康保持のための対応策などについて、事業主が医師から意見を聞くことができます。
※「異常の所見があると診断された労働者」とは、健康診断の結果、「異常なし」とされた労働者以外の者をいいます。これらの者に関する医師からの意見聴取は、事業者の義務とされています。
(労働安全衛生法第66条の4)

〈健康診断が行なわれた日から3か月以内〉

3

長時間労働者、ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導

- 時間外労働が長時間に及ぶ労働者や、ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し、医師が面接指導を行います。
※これらの者に対する医師による面接指導の実施は、事業者の義務とされています。
(労働安全衛生法第66条の8、第66条の10)



4

個別訪問による産業保健指導の実施

- 医師、保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。

○産業保健に関してご不明な点は、どのようなことでもお気軽にお問い合わせください。

○提供するサービスは無料です。

○医療機関、カウンセリング機関ではありませんので、診療、カウンセリングは行うことはできません。

※当センターをご利用の場合はホームページをご覧ください。